

■ 3条1項3号、4条1項16号

不服 2019-8318

＜本願商標＞

「P h o n e A p p l i」（標準文字）

第9類「電子計算機用プログラム（ダウンロード可能なものを含む。）、ダウンロード可能なクラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェア、電子応用機械器具及びその部品、電気通信機械器具」及び第42類「電子計算機用プログラムの提供、通信ネットワークを利用したアプリケーションソフトウェアの提供、電子計算機の貸与、電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守、クラウドコンピューティング、クラウドコンピューティングネットワークのアクセス及び使用に用いるオペレーティングソフトウェアの設計・作成又は保守、クラウドコンピューティングネットワークへのアクセス用及び使用用のオペレーティングソフトウェアの設計及び開発」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

本願商標は、『P h o n e A p p l i』の文字を書してなるところ、構成中『A p p l i』の文字は『アプリケーションソフトウェア』の略語を意味するものとして辞書にも記載があること、アプリケーションソフトウェアを紹介するウェブサイトのURL等でも多用されているものであることから、本願指定商品・指定役務との関係では、『アプリケーションソフトウェア』の略語と認識されるものである。そして、電話のように通話できる機能を有するアプリケーションソフトウェアについて、『電話アプリ』と称し、広く一般に取引されている事実が確認できる。そのため、本願指定商品・指定役務との関係では、本願商標は、『電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェア』の意味を直ちに想起させるものと判断するのが相当である。そうすると、『P h o n e A p p l i』の文字を、普通に用いられる方法で書してなる本願商標を、その指定商品・指定役務中『電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェア、電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェアの提供』等に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、単に商品の品質（内容）又は役務の質（内容）を表示したものと認識するものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品・役務以外の商品・役務に使用するとき、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるので、商標法第4条第1項第16号に該当する。

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「Phone Appli」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、当該文字は「電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェア」ほどの意味合いを想起させるとしても、当該文字が直ちに本願の指定商品又は指定役務の特定の品質又は質を直接的かつ具体的に表したものとして認識させるとはいい難い。

そして、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品又は指定役務を取り扱う業界において、「Phone Appli」の文字が、商品又は役務の具体的な品質又は質等を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質又は役務の質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品又は指定役務との関係において、商品の品質又は役務の質を表示するものということとはできず、かつ、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがあるものということもできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「Phone Appli」について、原査定では、これが『電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェア』の意味を直ちに想起させるものと判断するのが相当であるから、指定商品・指定役務との関係において自他商品役務識別力が認められない（商標法第3条第1項第3号に該当）と判断されました（なお、4条第1項第16号にも該当）。

一方、審決では、「Phone Appli」が「電話の（機能を有する）アプリケーションソフトウェア」ほどの意味合いを想起させるとしても、当該文字が直ちに本願の指定商品又は指定役務の特定の品質又は質を直接的かつ具体的に表したのものとして認識させるのはいい難いこと、また、本願の指定商品又は指定役務を取り扱う業界において、「Phone Appli」の文字が、商品又は役務の具体的な品質又は質等を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できないこと等を理由として、本願商標の3条1項3号該当を否定しています。

われわれ日本人にとっては、「Phone（フォン）」も「Appli（アプリ）」も非常に馴染みのある言葉であり、これらの語から構成される「Phone Appli」からは、容易に「電話用のアプリ」とか「電話機能を有するアプリ」といった意味合いを想起するのではないのでしょうか。また、今の若者世代にとっては、「電話＝スマートフォン」の認識でしょうから、「スマホ用のアプリ」といった意味合いを想起する場合もあるかもしれません。

そうであれば、原査定で審査官が判断したように、指定商品・役務との関係においては、「Phone Appli」は識別力を発揮し得ないと考える方が、商標実務ではスタンダードな考え方ではないかと思えます。審決で述べられている理由については、ほとんど3条1項3号の「あるある定型文」そのままですので、イマイチ腑に落ちません。

個人的には、本事件においては、請求人の名称が「株式会社Phone Appli」であった点や、インターネットの検索サイトで「Phone Appli」を検索すると、請求人に関するものが大量に検索結果を占めている点などが、識別力ありと判断したことに影響しているのではないだろうかという印象を持っています。

なお、請求人は「Phone Appli」の単語間のスペースをなくした「Phone Appli」（標準文字）についても出願しており、本願商標と同様に拒絶査定を受けておりましたが、こちらも拒絶査定不服審判の請求によって登録が認められています（不服2019-008317）。スペースをなくした態様のほうが、一般的にはより造語的になりますので、「PhoneAppli」の登録の方が、個人的にはまだ納得できるところです。

（弁理士 永露 祥生）

<2020年1月17日>